

住田町民営化等に関する方針

平成 22 年 3 月

住 田 町

I 方針の目的

本町では、簡素で効率的な行財政のシステムを構築するため、集中改革プラン等に基づき、これまで行財政改革に取り組んできました。

事務事業の民間委託など民間活力の活用は、このための手法のひとつとして、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次導入してきたところであります。

しかしながら、長引く景気の低迷、人口減少、少子高齢化の進行などにより、本町を取り巻く行財政状況は厳しいものがあり、多様化、高度化する町民ニーズに的確に対応するためには、より一層の行財政改革を推進していく必要があります。

そのためには、本町が実施している事務事業について、行政効果や事務事業の効果の観点から改めて統廃合の見直しを行うとともに、継続すべき事務事業についても行政と民間の役割分担を見極めながら、更なる委託の推進や民営化への移行など、民間活力をより積極的、効果的に活用し、「行政の役割の重点化」を図ることが重要となります。

また、雇用情勢についても依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の創出という観点を含めた地域の活性化も急務となっています。

本方針は、このような認識のもとに、職員が自ら改革の意識をもって民間委託や民営化など、民間活力の活用を積極的かつ計画的に推進するため策定するものであります。

II 委託化及び民営化推進方針

- 1 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、法的に町が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、現在、町が行っている事務事業（町の施設の管理運営を含む。）の委託化又は民営化を積極的に推進します。
- 2 町の事務事業を民間に開放することにより、新たな雇用の創出等、地域の活性化と豊かさゆとりのある町民生活の実現を目指します。

III 町が主体となり実施すべき事務事業

次の事項に該当する事務事業については、行政自らが主体となって実施すべきものであり、原則として委託化や民営化の検討から除外します。

- 1 公権力の行使（許認可や処分）など、法令等により町が直接実施することを規定されているもの
- 2 予算の調整、条例・規則等の制定、重要な政策や施策の企画立案、調整、決定など、町の基幹的な機能であるもの
- 3 職員の分限・懲戒に関する事務、職員の給料額の決定、入札の執行など、公平性、公正性、個人情報保護の観点から、町以外では実施が困難であるもの
- 4 町民サービスの安定的・継続的な提供に重大な支障が生ずるものや市場原理が働かないものなど、町以外では実施が困難なもの

IV 委託化を検討する事務事業

1 委託化の定義

本指針における「委託化」とは、町が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その事務事業を受託者となる民間企業や外部の団体・個人などに委託することです。

町は、事業主体として、事務事業の需要の動向を把握するとともに、受託者の供給するサービスの量及び質について管理監督を行います。

施設について言えば「公設民営」に相当します。指定管理者制度を活用し、町の施設の管理運営を民間に委ねる場合は、これに該当します。

2 委託化の判断基準

- ① 委託化することに対する法令等の制約がないもの
- ② 人件費、事業費などの事務事業を実施するために必要となるコストが縮減できるもの
- ③ 町民サービスにきめ細かく対応できるなど、町民サービスの維持向上が図られるもの
- ④ 柔軟、迅速、的確な事務処理の確保、事務事業の効率化、効果的な執行に資するもの
- ⑤ 高度な知識や技術などを必要とし、人材の育成・確保などの観点から民間に委ねる方が効果的であるもの

3 委託化における留意事項

- ① 委託業務の範囲や内容等が最も効率的、効果的な単位になっているかを検討する。
- ② 委託先の選定に当たっては、競争性・透明性を確保する。
- ③ 委託先がその事務事業を的確に処理できる技術や能力、規模等を備えているかを十分に確認すること。また、受託した業務の大部分を他の第三者に再委託しなければ業務を行うことができないようなものは、委託先として選定しないようにする。
- ④ 住民自治の充実を推進する観点から、町民団体等に委託する場合には、その必要性や効果等を明確にする。
- ⑤ 町は、管理監督など行政責任の確保を図る必要性があることから、契約の締結に関しては、町と委託先との責任範囲を明確にしておく。
- ⑥ 個人情報や機密の保持が必要な事務事業については、これらが担保されるよう契約で明確にしておく。
- ⑦ 委託を行った業務については、その効果について定期的に検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行う。

V 民営化を検討する事務事業

1 民営化の定義

本指針における「民営化」とは、町民サービスや事務事業について、町が事業主体であることをやめて、そのサービスの提供等の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体として担っていくことです。

民間部門によって提供されているサービスの価格と品質が的確であるかどうかを必要に応じて十分に監視・指導することが必要となります。

施設について言えば、施設の設置者である行政側が施設の維持修繕等を行う「公設民営方式」と施設そのものも移管して全ての運営を民間が行う「民設民営方式」があります。(町民サービスの提供に必要な場所を確保するため、行政財産を普通財産に転換して事業主体に貸与する場合や行政財産の一部について使用を許可する場合は民設民営に含むものとします。)

2 民営化の判断基準

- ① 民営化することに対する法令等の制約がないもの
- ② 事務事業の性質又は法令等の変化により、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少しているもの
- ③ 民間によって同種のサービスが十分に提供されていて、行政が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保できるもの
- ④ 市場の競争性や民間事業者の持つ専門性、効率性などを活用することにより、コストの縮減やサービスの維持向上が期待できるもの
- ⑤ 行政によるサービスの提供などを廃止することにより、民間のサービスの拡大が期待できるもの

3 民営化の留意事項

- ① 町民の視点に立った取り組み
民営化の取り組みに当たっては、必要に応じ、町民や利用者等の利害関係者に対する情報の提供、意見聴取など、民営化に対する十分な理解を得るよう努める。
- ② 民営化への段階的な移行
民営化を円滑に実施するため、必要に応じて次の経過的な措置を講ずるなど、民営化への段階的な移行を検討する。
ア 民営化の前段階として、民営化後の実施主体として予定する者に対する民間委託の実施
イ 民営化後の実施主体に対する期間を限った財政その他支援の実施
- ③ 事前の検証
民営化の検討に当たっては、予想されるサービスの質や量、コスト、受益者負担の程度などについて、町が実施主体として継続する場合との比較検証を行い、また、業務遂行能力、執行体制など実施主体としての的確性についても十分な検討を行う。

VI 新たな事務事業を開始する場合

新たな事務事業を開始（町の施設の新設を含む）しようとする場合には、まず、本方針に基づき、民間による事業展開の可能性を検討したうえで、町が事業主体となる必要がある場合には委託化を検討・推進します。

VII 委託化又は民営化を進めてきた分野について

本方針の策定前に事務事業等の一部について委託化又は民営化を取り入れている分野については、本方針に従って再度点検し、さらに委託化又は民営化できる余地があるときは、委託化又は民営化を推進します。

住田町民営化等推進計画

1 趣旨

本町においては、町民サービスの向上及び効率的な行財政運営と新たな雇用を創出し地域の活性化を図るという観点から、今後、事務事業の民営化、委託化、廃止及び効率化並びに指定管理者制度の適用(以下「民営化等」という。)をより一層推進することとし、その基本方針として「住田町民営化等方針」(以下「基本方針」という。)を平成22年3月に決めました。

この度、この基本方針に基づく民営化等を計画的に推進していくため、この「住田町民営化等推進計画」(以下「計画」という。)を策定しました。

今後は、この計画に基づき、順次、民営化等を推進していきます。

2 計画期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

また、計画は、毎年度、継続的に事務事業の総点検を行うことにより、新たに民営化等を推進すべき事務事業を検討し、その検討状況に基づき見直しを図ります。

3 計画内容

(1) 業務の委託化等の推進

本計画期間中に委託化等を実施する業務

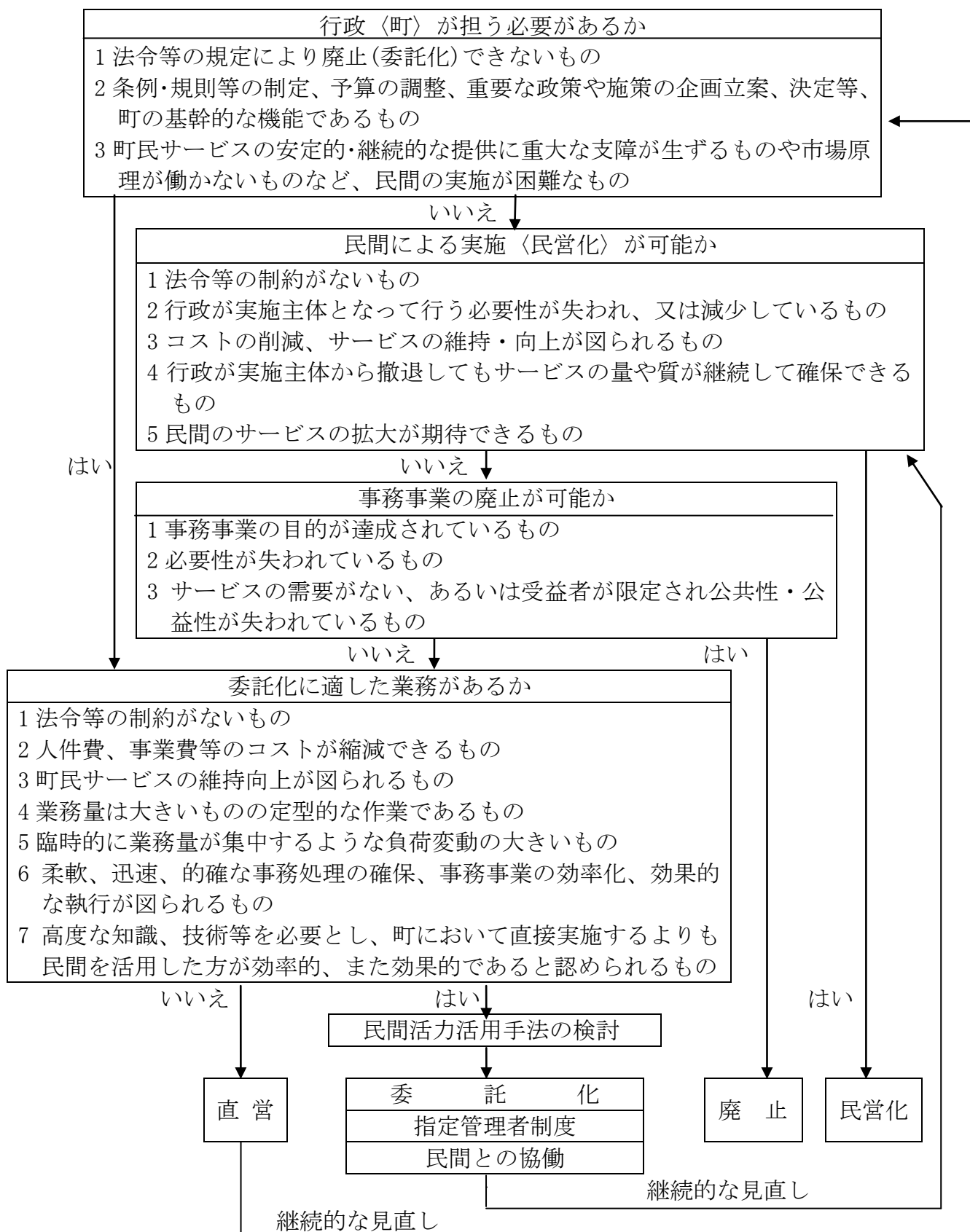
業 務 名	方 針	実施年度				
		22	23	24	25	26
自主放送番組制作業務 (町づくり推進課)	委託化	■	▶	▶	▶	▶
広報「すみた」発行業務 (町づくり推進課)	委託化			■	▶	▶
狂犬病予防・犬の登録業務 (町民生活課)	委託化		■	▶	▶	▶
基本健康診査・一日人間ドック 事後指導会業務(保健福祉課)	委託化			■	▶	▶
デイケア業務 (保健福祉課)	委託化			■	▶	▶
リハビリ教室業務 (保健福祉課)	委託化			■	▶	▶
児童館運営業務 (保健福祉課)	委託化				■	▶
運動公園等体育施設管理業務 (教育委員会)	委託化	■	▶	▶	▶	▶

業 務 名	方 針	実施年度				
		22	23	24	25	26
カモシカ死体処理業務 (教育委員会)	委託化					

(2) 業務の効率化等

業 務 名	方 針	実施年度				
		22	23	24	25	26
ふるさと住田会運營業務 (町づくり推進課)	独自運営					
患者輸送車運行業務 (保健福祉課)	新 交 通 システム					
アツモリソウ無菌培養増殖業務 (産業振興課)	生産販売					
町道路維持補修業務 (建設課)	住民協働					
各種団体等事務局業務 (役場全体)	独自運営					
スクールバス運行業務 (教育委員会)	新 交 通 システム					

事務事業の検討手順



委託化等を検討すべき事務事業の類型

類 型	事務事業の例
1 主に現場で専門化された労務作業を行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の清掃・維持管理業務 ・電話交換業務 ・公用車運転業務
2 民間の自主性の発揮により、弾力的、効果的な運営が期待できる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理運営業務 ・公共施設等の機械設備の保守点検・修理など維持管理業務 ・福祉サービス業務
3 定型化された事務を行う業務	<ul style="list-style-type: none"> ・データの入力・集計業務 ・使用料、手数料の徴収、収納業務 ・文書等の配達業務 ・台帳等の作成業務
4 高度の専門的知識、技術等を要し、技術革新の進歩が早く、民間の専門的知識、技術、設備等の活用が期待できる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、測量、調査業務 ・移転登記等の手続き業務 ・システム開発等の情報関連業務
5 一時的に業務が増加、集中するなど経常的に一定の職員を配置する必要のない業務	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断業務 ・イベント等の開催業務 ・狂犬病予防業務
6 地元の雇用拡大や住民自治等につながる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設等の管理運営業務
7 代替可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所運営業務 ・給食関係業務